



No.	区域線
A	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線
B	貝塚市と泉佐野市の行政界
C	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線

—— : 熊野街道
- - - - : 街道 (景観行政団体部分)
●●●● : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域(一般区域)は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域(道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域)です。